ハイデルベルク信仰問答の実践的方向性

齋藤五十三

キリストと世界 28 号抜刷 2018.3.1

ハイデルベルク信仰問答の実践的方向性1

齋藤五十三

(日本同盟基督教団 台湾宣教師/東京基督教大学非常勤教員)

序

2013年に出版 450 周年を記念したハイデルベルク信仰問答(以下 HC)は、宗教改革期に生まれた信仰告白文書の中では、ウェストミンスター信仰基準(信仰告白、大教理、小教理問答)と並び、世界で最も広く用いられて来た文書の一つである。しかも HC の使用は、HC を信仰基準として採用する改革派の伝統のみに限定されず、今日の福音派にまで広がりを見せている。こうした HC の広範な貢献の理由はいったいどこにあるのか。本稿はこれを主要な問題提起として、歴史的、神学的に HC の特色を考察することにより、HC が時代や教派を超えて、教会の現場において大きな貢献を果たすことが出来た一つの理由を明らかにすることを目的としている。本稿筆者の仮説(thesis)によれば、HC の強みは、律法から祈りへと向かう方向性を持った実践的性格にある。HC は、福音に心動かされたキリスト者が、神と人を愛する新たな生き方に踏み出すようにとの明確な指針を示しており、それが教会の現場における実践的な助けとなっている。その新たな生き方を支える神学的基盤となっているのが、聖霊と信仰による「キリストへの結合」である。

本稿は第一章において、HCの先駆けとなった信仰告白文書の主要なものを歴史的に概観し、それらの限界とともに、そうした文書からHCに渡されたバトンは何であったのかを探る。第二章は、HCの執筆された時代を注視しながら、HCが担った使命を解明していく。第三章はHCの神学的特色を考察し、第四章は、その神学的特色を掘り下げながら、HCの持つ実践的な方向性を明らかにしていく。

¹ 本稿は、ハイデルベルク信仰問答 450 周年記念講演会・研究発表会「慰めに生きる教会を建て 上げるために」(主催:ハイデルベルク 450 実行委員会、代表:朝岡勝、会場:お茶の水クリ スチャンセンター、2013 年 10 月 21 日) での基調講演 (講演主題「『確かな慰め』への応答」) を論文の体裁に直し、加筆修正したものである。

第1章 先駆者たち

第1節 ルター(1483-1546)

ドイツの宗教改革を牽引して来たマルチン・ルターが 1528 年から 29 年にかけてザクセン地方を巡回した時、彼は人々の信仰生活の実態を目の当たりし、以下の嘆きを口にしたと言う。「洗礼を受け、本来ならクリスチャンと呼ばれるはずの者たちが、主の祈りも使徒信条も、十戒すらも知らず、まるでブタか獣のように生きている!」²そして、このザクセン訪問時の衝撃が、ルターによる大小の教理問答を生み出す直接の要因となっていったのであった。

ルターの大小教理問答の直接の資料は彼の説教である。宗教改革運動の最中、教会形成の渦中にあってルターの語り続けた説教が、教理問答の準備資料となっている。そう考えると、ルター派神学者のC・アランドが、大小の教理問答を説教集(Preaching document)と見なしたことにも蓋然性がある³。確かに彼の教理問答(特に大教理)を読むと、説教壇からの気迫が伝わって来るかのようである。

ルターの教理問答は大小それぞれ異なった役割を担っていた。大教理は教会の教職を訓練するため、小教理は子どもを家庭の中で教えるためにとの教育的意図をもって書かれている 4 。中でも小教理問答は、教会史家 P・シャフをして「最も深い事柄を、最も平易な言葉で言い表した」 5 と評され、小さく偉大な一冊として、ルター派の伝統の中で長く用いられていくこととなった。

² Creeds and Confessions of Faith in the Christian Tradition (CCF), ed. Pelikan and Hotchkiss (New Haven, London: Yale University Press, 2003), 2:208; Philip Schaff, The Creeds of Christendom: With a History and Critical Notes. 3 vols. edit. Schaff (New York: Harper, 1919), 1:247. (邦訳は筆者による)

³ Charles P. Arand, James A. Nestingen, and Robert Kolb, *The Lutheran Confessions: History and Theology of the Book of Concord* (Minneapolis: Fortress Press, 2012), 73, 77. "In May, again in September, still again in November and December of 1528, and finally in March of 1529, Luther preached series of sermons on parts of the catechism."

⁴ Ibid., 74.

⁵ Schaff, The Creeds of Christendom, 1:250. (邦訳は筆者による) 一般的傾向としてルター派の神学体系は信仰もしくは信仰義認を中心に展開され、信仰を生きていく実践を特に重んじると言われる。それに対し改革派の神学体系は、神認識を中心に展開されると言われる。ジュネーブ教会信仰問答の第一問を参照。「問1 人生の主な目的は何ですか。答 神を知ることであります」(カルヴァン、外山八郎訳『ジュネーブ教会信仰問答』新教出版、2000 年、9 頁)。

そうした歴史的役割を担ったルターの大小教理問答ではあるが、そこには、いくつかの限界もあった。十戒の区分が、ローマカトリックの区分を採用している点や 6 、使徒信条を扱う部分が十戒と比較して短いという内容的課題、また、その他の外的要因、例えばルター亡き後のルター派内の分裂や聖餐論をめぐる改革派との論争も影響し、ルターの教理問答は宗教改革運動全体を一つに束ねていく普遍的なカテキズムとはなりえなかった 7 。

しかし、そうした限界を抱えつつも、ルターの大小教理問答は、宗教改革という時代の動脈を流れる血流のようになり、間接的ではあるが、その後の信条史に影響を残していく。本稿が取り扱う HC との関連で言えば、HC の三位一体的構造や、「慰め」の主題も、その源流はルター派にあると考えられている 8 。また、ハイデルベルクの位置するドイツ、プファルツでは、1563 年に HC が登場する前の約七年間、ルター派神学者のブレンツ(Johannes Brenz)による小教理問答が教会内で使用されており、HC 出版に至るまでの信仰的下地を固めたのも、ルター派の伝統であったと言えるであろう 9 。

第2節 メランヒトン(1497-1560)

次に、ルターと二人三脚を組みながら宗教改革の第一世代を牽引したフィリップ・メランヒトンに触れておく。宗教改革運動の中、その学才を生かして重要な役割を担ったメランヒトンの存在は特異で業績は多々あるが、彼が改革初期にローマカトリックと対峙しつつ、プロテスタントの信仰的立場を擁護するためにまとめたアウグスブルク信仰告白は、その業績の中でも特筆すべきものである。

同信仰告白の特色の一つは、ローマカトリックとの対話的態度を基調としている 点にある。同信仰告白は、ルターがメランヒトンの注意深さ(大胆さを欠く点)に 思わず苦言を呈したくなるほどの巧みな言葉遣いで書かれており、プロテスタント

⁶ 今日のプロテスタント一般において第二戒とされる部分を第一戒に含め、第十戒を二つに分け る区分。

⁷ Schaff, The Creeds of Christendom, 1:251-52.

⁸ Lyle D. Bierma, *The Theology of the Heidelberg Catechism: A Reformation Synthesis* (Louisville: Westminster John Knox Press, 2013), 21, 27–28. 同書には吉田隆氏による邦訳 がある (L·D·ビエルマ、吉田隆訳『「ハイデルベルク信仰問答」の神学-宗教改革神学の総合』 教文館、2017 年)。

⁹ Frank H. Walker, Theological Sources of the Heidelberg Catechism (n.p.: Create Space Independent Publishing Platform, 2010), 60.

攻撃の言質を相手に与えないようにと意図されたものであった¹⁰。そのようにして 1530 年当時、アウグスブルク会議への参加を禁じられていたルターに代わり、プロテスタントの代表の一人として立った論客メランヒトンの働きは、歴史的業績として記念されるべきものであったと言える¹¹。

しかしながら、そうしたルターと異なる対話的な態度がメランヒトンを世に押し出したのとは裏腹に、その違いが、後にルター派分裂の火種となってしまったのは皮肉であった 12 。彼の労作アウグスブルク信仰告白についても、古い版を取るか、メランヒトンが後に修正を加えた版を取るかを巡りルター派内部で意見が分かれ 13 、一つ告白の下にプロテスタントが結集するという夢も消え去ってしまうことになる 14 。

HC との関連で言えば、メランヒトンはカルヴァンと並び、HC の中に明確な痕

¹⁰ CCF. 2:50.

¹¹ その後、1555年にアウグスブルクの和議が成立。政治的決着とはいえ、プロテスタントの立場がアウグスブルク信仰告白内に位置するルター派のみという条件付で公認されていく。

¹² この分裂とは 1546 年のルター死後に起こったものを指す。強固に保守的なルター派の右派 (いわゆる Gnesio-Lutherans) と対話的なメランヒトン派(あるいは穏健ルター派)の二つにルター派は割れ、この分裂は HC 作成の背景にも影響を与えていく。Bierma, *The Theology of the Heidelberg Catechism*, 9-10.

¹³ アウグスブルク信仰告白は 1530 年の会議に提出された原本が失われている。1531 年に原本再現を試みたものが出版され、これは Confessio Augustana Invariata と呼ばれる。これに対しメランヒトンが手を加えた第三版(メランヒトンは第四版まで出版)が Confessio Augustana Variata と呼ばれた。 Variata 版は聖餐におけるキリストの霊的臨在を認めうる文体に書き改められている。ちなみに 1566 年 5 月 14 日にプファルツ選帝侯フリードリヒ三世がアウグスブルクで HC の弁明に立った折りには、 Variata 版の第十項をもって聖餐の霊的臨在を擁護したとされる。これが一つのきっかけとなり、聖餐におけるキリストの身体的共在にこだわるルター派右派は Invariata を公認本文と主張するようになる。 "Editors' Introduction to the Augsburg Confession," in The Book of Concord, ed. Robert Kolb and Timothy J. Wengert (Minneapolis: Fortress Press, 2000), 29; CCF, 2:51.

^{14 1530}年のアウグスブルク会議において、一つ告白の下にプロテスタントが結集することを最も願ったのは、マルティン・ブーツァーであったと言うべきであろう。ルター派には、ツヴィングリ同様、聖餐論をめぐる自説にこだわり、一致を困難にしたという側面がある。1530年の会議前後におけるブーツァーの奔走ぶりは研究者を通して広く知られている。Schaff, The Creeds of Christendom, 1:524, 527; Martin Greschat, Martin Bucer: A Reformer and His Time (Louisville: Westminster John Knox Press, 2004), 95; Hastings Eells, Martin Bucer (New York: Rusell&Russell, 1971), 99-108.

跡を認めることが出来る神学的源流の一人である¹⁵。HCには様々な神学的源流が流れ込んでいるため、それらを個別に見分けていくのは容易ではないものの、HCにおける信仰の定義や聖礼典の総論はメランヒトンによる影響と見られ、またメランヒトンの「新たな服従」という律法理解も HC 第三部に影響を与えている¹⁶。

第3節 カルヴァン (1509-64)

本稿は HC に先立つ改革者たちの足跡を辿りながら、HC に近づこうとの試みを続けているが、次はジャン・カルヴァンである。カルヴァンとの関係で一般に指摘されるのは、ジュネーブ教会信仰問答(以下 GC)と HC の間における語彙の類似である ¹⁷。特に使徒信条を扱う HC29-52 については類似が顕著で、中でもよみがえりを扱う HC45 は GC74 と酷似し、十戒の解説(HC92-115)においても類似を見て取ることができる。こうした類似の数々は、HC の主要な執筆者ウルジヌスがGCのドイツ語訳の翻訳者であったことが背景にあると推測される ¹⁸。ウルジヌスはHC 執筆にあたり GC をかなり参考にしている。しかし、そうした語彙上の類似に注意深く目を留めると、逆にウルジヌスが意図的にカルヴァンとは強調点を変えている部分があることにも気づかされるが、これについては第四章で触れる。

また、その他にカルヴァンが HC に与えた影響としては、カルヴァンのキリスト 論の特色、預言者、大祭司、王というキリストの三職もまた確認されている ¹⁹。

¹⁵ Bierma は HC の神学的源流に関して、HC の中には改革派とルター派の神学的統合 (theological synthesis) が認められとしている。Bierma, *The Theology of the Heidelberg Catechism*, 129.

¹⁶ Lyle D. Bierma, "Ursinus and the Theological Landscape of the Heidelberg Catechism" (keynote lecture presented at "The Spirituality of the Heidelberg Catechism," Theological University Apeldoorn, June 21, 2013); Walker, *Theological Sources of the Heidelberg Catechism*, 86. 筆者自身も、HC の律法理解(特に第三用法をめくって)は全体として、カルヴァンよりもメランヒトンに近いと考えている。Isomi Saito, "The Relation of the Law to Prayer in the Heidelberg Catechism" (Th. M. Thesis, Calvin Theological Seminary, 2003), 3-4.

¹⁷ Bierma, The Theology of the Heidelberg Catechism, 12.

¹⁸ Wilhelm H. Neuser, "Einleitung," to "Heidelberger Katechismus von 1563," in *Reformierte Bekenntnisschriften* (以下 *RBS*), Bd. 2/2 (1562–1569), hrsg. Heiner Faulenbach und Eberhard Busch (Neukirchen-Vluyn: Neukirchener Verlag, 2002), 170; Walker, *Theological Sources of the Heidelberg Catechism*, 13.

¹⁹ Bierma, The Theology of the Heidelberg Catechism, 61.

第4節 ツヴィングリ (1584-31)、ブリンガー (1504-75)

本稿はルターのザクセン訪問から筆を起こしているが、信条史的に見れば、ウルリッヒ・ツヴィングリはルターよりもさらに早い時期に位置する。ツヴィングリは1523年に六十七箇条を執筆しており、これは改革派最初の信仰告白文書と一般に認識されている²⁰。しかし、HC に与えた影響という観点から見れば、契約神学者としてのツヴィングリの痕跡が、幼児洗礼(HC74)において、可能性として見出される程度に過ぎない²¹。HC の主要な執筆者ウルジヌスも契約神学者だったが、HC の中には意外なほどに「契約」という言葉の使用が限られているのである²²。

また歴史的観点から言えば、ウルジヌスは、メランヒトンやカルヴァンなど多くの改革者たちと交流した人物であるが、ツヴィングリとの接点はなかった。ただツヴィングリの後継者ハインリッヒ・ブリンガーとは交流があり、ブリンガーがHCに与えた影響については、可能性のレベルで様々に指摘されている²³。

以上、ルターからブリンガーまで、第一章は HC 出版に先立つ信条史の歴史的、神学的背景の大枠を辿って来た。それぞれの地域において教会を建て上げていった改革運動の背後には必ずカテキズム等の信仰告白文書の執筆、出版が伴っていったのであった。しかしながら、それぞれの地域の内的要因や文書を取り巻く外的要因が制約となり、プロテスタント陣営が共に共有できるような、普遍的文書は生まれることがなかったのである。

²⁰ Arthur C. Cochrane, "Introduction," to "Zwingli's Sixty-seven Articles of 1523," in Reformed Confessions of the Sixteenth Century, ed. A. C. Cochrane (Louisville, London: Westminster John Knox Press, 2003), 33.

²¹ Walker, Theological Sources of the Heidelberg Catechism, 62-64. Bierma は最近の研究において、HC74について幼児洗礼の二つの恵み(罪の赦しと聖霊が与えられること)をメランヒトンに由来するものと指摘している。Bierma, The Theology of the Heidelberg Catechism, 100.

²² *RBS*, Bd. 2/2:193, 196. 用語としての「契約 (*der Bundt Gottes*)」が HC テキスト中で 用いられているのは 2 回(HC74、82)のみである。これは 1555 年のアウグスブルク和議のため、アウグスブルク信仰告白の用語の枠内で HC の語彙を決定する必要があったからであろう。た だし、契約に関連を持つ思想は HC 中に様々な形で織り込まれている。たとえば信仰者がキリストのものとされること (HC1)、キリストの仲保者性 (HC12-18)、福音啓示の漸進性 (HC19)、アダムとキリストとの対比 (HC20)、聖礼典 (HC69-82)等。

²³ Bierma は、聖餐の場での聖霊によるキリストとの結合が、カルヴァンとブリンガーの間で確認された Consensus Tigrinus (Zurich Consensus, 1549) にも見られるとしている。Bierma, *The Theology of the Heidelberg Catechism*, 88.

第2章 HCを巡る人々と状況

第1節 HC 出版前の状況

さて、宗教改革の担い手がルターなどの第一世代から第二世代に移り変わっていく中、ハイデルベルクを都とするドイツのプファルツでも新たなカテキズムの必要性が生じて来る。プファルツにはルター派の右派(Gunesio-Lutherans) 24 から、メランヒトンの流れを汲む者、さらにはジュネーブもしくはチューリッヒに親近感を持つ者と多様な神学が流れ込んでおり 25 、それらの神学的な立場の違い、取り分け聖餐論をめぐり、人々が衝突を繰り返していた。時には聖餐式執行の最中に乱闘まで起こったとも言われ、プファルツは新たな一致のしるしを欲していた 26 。

そうした状況の中、HC には最初から神学的調停の役割が期待されていた。また 実際の執筆においては、プファルツの特殊な神学状況に鑑み、論争につながる可能 性のある繊細な論点には踏み込まず、むしろ異なる立場であっても一致点を見出し うる最大公約数を取るとの方針が確認されたのであった²⁷。

²⁴ Bierma, The Theology of the Heidelberg Catechism, 6: "Following Luther's death in 1546, German Lutheranism experienced a bifurcation into two major theological parties: the Gnesio-Lutherans, who vigorously defended what they claimed to be the pure doctrine of Luther, and the Philippists or Melanchthonians, who with their leader had been willing to make concessions to Catholicism during the Interim and to modify some of Luther's teachings."

²⁵ 背景には、HC 作成当時のプファルツ選帝侯フリードリヒ三世の前任者オットー・ハインリヒ (1552-59) の政策がある。ハインリッヒ自身はメランヒトン派であったが、プファルツに優秀な人材を集めるため、神学的立場の如何に拘らず人材を登用したのである。Bierma, The Theology of the Heidelberg Catechism, 6-7; Charles D. Gunnoe Jr., "The Reformation of the Palatinate and the Origins of the Heidelberg Catechism," in Lyle D. Bierma, An Introduction to the Heidelberg Catechism (Grand Rapids: Baker Academic, 2005), 36-36. こうした政策の是非には様々な評価がある。C. D. Gunnoe Jr. による論文は吉田隆氏による邦訳がある。ライル・D・ビエルマ、吉田隆訳『「ハイデルベルク信仰問答」入門一資料・歴史・神学』教文館、2013年。

²⁶ 矢内昭二「解説」(吉田隆・山下正雄訳『ハイデルベルク信仰問答(付ウルジヌス小教理問答)』 新教出版、1993 年、151 頁)

²⁷ そうした編集方針の中、同時に注意が払われたのはアウグスブルク信仰告白の用語である。 すでに言及したが、アウグスブルク和議(1555年)ゆえに、HC は、アウグスブルク信仰 告白に添う形で語彙を選定する必要があった。Bierma, The Theology of the Heidelberg Catechism, 8-9. なお、「異なる立場であっても一致点を見出しうる」と言っても、これは今日

しかし HC は、単にそうした神学的調停の役割を担っただけではない。このあたりには、HC 出版を政治的に指導したプファルツ選帝侯フリードリヒ三世 (Frederick III, Elector Palatine) の意向の反映がある。同選帝侯の指導の下、HC には、神学的線引きという現実的役割を超え、さらに積極的かつ実践的な役割を担うことも期待された 28 。すなわち聖書的な説教が語られるための規範としての役割、さらには若い世代の育成という目的もまた、執筆にあたって強く意図されたことであった 29 。

第2節 ツァハリウス・ウルジヌス (Zacharias Ursinus, 1534-83) の経歴

HCが個人ではなく委員会による共同執筆であったことは広く知られている³⁰。しかしながらこの種の文書は、草案を準備する中心人物を必要とするものである。ただしルター派右派、穏健ルター派、さらカルヴァン、ツヴィングリ派という四つ巴の神学状況に対応しうる人物を探すのは大変難しいことで、そうした中、弱冠 29歳のウルジヌスが歴史の表舞台に出て来たというタイミングには、人知を超えた何かを思わざるを得ないであろう。

ウルジヌスが受けた神学教育の多様さは、そうした「人知を超えた何か」を確かに物語っている³¹。彼は15歳よりヴィッテンベルクにて7年間メランヒトンに学ん

- のエキュメニカル運動のような広い枠を設けるものではない。HC の神学的枠組みには、アウグスブルク信仰告白よりさらに限定された改革派、またメランヒトン、もしくは穏健ルター派の主張が反映されている。Ibid., 83. ただし HC が穏健ルター派と改革派を結ぼうとしたという意味においてはエキュメニカルと呼ぶことは可能である。
- 28 HC出版に込められた選帝侯の意図がよく表れているのはHC 序文である。序文は、HC の背景、 緒論を理解する上での重要な一次資料である。 RBS, Bd. 2/2:174-175. 邦訳は吉田隆訳「『ハイ デルベルク信仰問答』第一版序文」(吉田隆訳『ハイデルベルク信仰問答』新教出版社、2016 年、 119-122頁)を参照。
- 29 改革派最初のツヴィングリによる六十七箇条もそうであったように、説教の規範としての役割 は、改革派の信条の多くが担ったカテキズムの機能である。
- 30 多様な神学状況における最大公約数をとるために、意図的に執筆者名を伏せて、委員会名で出版したとされる。Bierma, "The Purpose and Authorship of the Heidelberg Catechism," in *An Introduction to the Heidelberg Catechism*, 53–57. 同論文も前掲書中に吉田隆氏による邦訳がある(ビエルマ、吉田隆訳『「ハイデルベルク信仰問答」入門』)。
- 31 ウルジヌスの受けた神学教育の背景に関する本段落中の情報は以下の資料に基づく。Lyle D. Bierma, "Auteurschap van de Heidelbergse Catechismus," in *Handboek Heidelbergse Catechismus*, red. A. Huijgen, J. V. Fesko, en A. Siller (Utrecht: Uitgeverij Kok, 2013), 78-80; Bierma, *The Theology of the Heidelberg Catechism*, 9-11; Walker, *Theological*

だ後、ヴォルムス、ストラスブルク、バーゼル、ローザンヌを巡る研鑽の旅を続けながら、各地の宗教改革の空気を深く吸い込んでいった。そうした旅の中、ウルジヌスはジュネーブでカルヴァン、ベザ(Theodore Beza)とも出会う。カルヴァンは自らのサイン入りの著作をウルジヌスに贈ったと伝えられ、またベザとウルジヌスの交流はその後も続いていく。ウルジヌスは、その後チューリッヒに移動、ブリンガーと交流の後、フェルミグリ(Peter Martyr Vermigli)の下で約一年学ぶこととなった。このフェルミグリが後にハイデルベルクに向けたウルジヌスの推薦者となる32。そうした長い旅を終え、ウルジヌスは故郷ブレスラウで数年の神学教育に携わり、その後1561年にハイデルベルクに招かれることとなる。

上記の多様な神学教育の背景だけでなく、カテキズム教育においてもウルジヌスは HC の主要な執筆者となる素地を持っていた。青少年の頃は母教会のメランヒトン派の牧師モイバヌスよりカテキズムの実践的な手ほどきを受け、また神学教育を終えてブレスラウで教鞭を執る折り、就任講演ではカテキズムの有用性を語っている 33。ブレスラウでの実際の講義にはメランヒトン、そしてブーツァーのカテキズムを教科書として用いており、後にハイデルベルクに移ってからは、自らの大小教理問答執筆にも着手していった 34。そうした準備を経て、彼は HC 執筆の中心となるべく備えられていったのである。

Sources of the Heidelberg Catechism, 10-14; Bierma, "Ursinus and the Theological Landscape of the Heidelberg Catechism" (keynote lecture, op. cit.).

³² Derk Visser, "Zacharias Ursinus, 1534-1583," in Shapers of Religious Traditions in Germany, Switzerland, and Poland, 1560-1600, ed. Jill Raitt (New Haven: Yale University Press, 1981), 138, referred in Walker, Theological Sources of the Heidelberg Catechism, 13. 推薦者については、メランヒトンの友人ラングエット (Hubert Languet) が推薦したとの説もある。Erdman K. Sturm, Der Junge Zacharias Ursin: Sein Weg vom Philippismus zum Calvinismus (1534-1562), vol. 33 of Beiträge zur Geschichte und Lehre der Reformierten Kirche, ed. Hannelore Erhart et al, (Neukirchen-Vluyn: Neukirchener Verlag, 1972), 233, referred in Walker, Theological Sources of the Heidelberg Catechism, 13.

^{33 &}quot;Paranesis," in Ursinus, *Opera Theologica*, 1:766–802, quoted in Bierma, "The Purpose and Authorship of the Heidelberg Catechism," 69.

³⁴ この時用いたメランヒトンのカテキズムは、Examen Ordinandorum、ブーツァーのものは、"Brief Written Explanation (1534)" [Kurtze Schrifftliche Erklärung] と推測される。Biermaは、HC27 の「木の葉も草も」「食べ物も飲み物も」にブーツァーのカテキズムの語彙が与えた可能性を指摘している。Bierma, The Theology of the Heidelberg Catechism, 46.

第3節 ウルジヌス主要著者説の根拠

ウルジヌスが HC 作成における最重要の執筆者であったことは今日では定説となっているが、その根拠を簡単に整理しておく 35。

第一は、時系列で見たウルジヌスの働きの推移である。1563年の HC 出版後、ウルジヌスの働きに変化が起こっていく。HC 出版以前はメランヒトンやブーツァー執筆のカテキズムを講義に用いていたウルジヌスであるが、出版以降は HC のみをテキストとして使用するようになっていく。またハイデルベルク市内の聖霊教会(Die Heiliggeistkirche)でオレヴィアヌス(Caspar Olevianus)が担当していた日曜午後のカテキズム説教を、HC 出版後からウルジヌスが代わって担当するようになり、しかも使用するカテキズムが HC に変更されたことも注目すべき変化であった³6。また HC の内容が公の場で批判にさらされた時には、必ずウルジヌスが弁明に立ったことも記録に残っている³7。ウルジヌスは後に悲劇的な形でハイデルベルクを去ることになるが、その後も生涯にわたり HC から神学を講じ続けていった³8。こうしたウルジヌスの経歴は、彼が HC の最善の解釈者であったとする見方に歴史的な説得力を与えるものであろう。

第二は、ウルジヌス自身の大小教理問答と HC との間に見られる言語的類似性である 39 。取り分け小教理 40 は伝統的に HC の準備文書として作成されたものと理解されており、小教理全 108 間中の 90 間までが HC テキスト中に対応する問答を持ち、

³⁵ ウルジヌス主要著者説の論点については Walker が簡潔にまとめており基本的理解に役立つ。 Walker, *Theological Sources of the Heidelberg Catechism*, 53-55. 著者問題をより学問的 に理解するには、Bierma, "The Purpose and Authorship of the Heidelberg Catechism," 67-74 を参照。

³⁶ J. F. G. Goeters, "Zur Geschite des Katechismus," in *Der Heidelberger Katechismus*, hrsg. von der Evangelisch-reformierte Kirche, der Lippischen Landes Kirche, und vom Reformierten Bund (Neukirchen-Vluyn: Neukirchener Verlag, 2012), 83-95: 90-91. Goeters は、HC 導入のためにカテキズム説教が果たした役割と、HC の区分け等といった、HC を現場に導入するための具体的な工夫について簡潔にまとめている。

³⁷ Bierma, The Theology of the Heidelberg Catechism, 73.

³⁸ ウルジヌスの HC 講義は様々なものがヨーロッパ中で出版されている。講義録については Bierma が詳細な情報を提供している。Ibid., 72. n.103.

³⁹ Walker, Theological Sources of the Heidelberg Catechism, 54.

⁴⁰ Z. Ursinus, "The Smaller Catechism," trans. F. H. Klooster, J. Mendendorp and L. D. Bierma, in *An Introduction to the Heidelberg Catechism*, 141–62.

その間には明確な言語的類似(時には一致)が確認されている40。

第三は、カルヴァンの GC が、ウルジヌスによりドイツ語へ翻訳されたことである。この GC ドイツ語訳がウルジヌスの大教理問答 ⁴² に与えた影響は、比較すれば明らかであり、大教理が HC に与えた影響を勘案すれば、ウルジヌスによる GC ドイツ語訳が HC に与えた間接的影響の蓋然性は高い。さらに注目させられるのは、GC ドイツ語訳への訳者選定において(HC 編集委員会で重責を担った)オレヴィアヌスがウルジヌスの言語的素養に言及していることである ⁴³。こうした傍証はウルジヌスが HC 執筆において中心的役割を担った蓋然性をいよいよ高いものとしている。

第4節 HCの辿った道のり

1563年の出版以降、HC はすぐにヨーロッパの様々な言語に翻訳されていく 44。 その後 1618-19年のドルト会議では公の承認を受け、19世紀までに世界各地で17

- 41 前掲の吉田隆・山下正雄訳『ハイデルベルク信仰問答(付ウルジヌス小教理問答)』所収の小教理問答を HC と比較せよ。以下、二つの例を挙げる。「(小教理)問1: 生きるときも死ぬときも、あなたの心を支える慰めはどういうものですか。」「(HC) 問1: 生きるにも死ぬにも、あなたのただ一つの慰めは何ですか。」:「(小教理)(問35)答: キリストはまことの神であり、まことの人であられますが、その神聖、威厳、恵み、御霊によれば、いつも教会に御臨在しておられます。もっとも、人性によれば、今は地上におられるのではなく、天におられます。」「(HC)(問47)答: キリストは、まことの人間でありまことの神であられます。この方は、その人間としての御性質においては、今は地上におられませんが、その神性、威厳、恩恵、霊においては、片時もわたしたちから離れてはおられないのです。」HC は前掲の吉田隆訳『ハイデルベルク信仰問答』(2016年版)より引用。以下、本稿では HC 日本語訳引用の際は吉田隆訳を使用する。
- 42 Z. Ursinus, "The Larger Catechism," trans. F. H. Klooster, J. Mendendorp and L. D. Bierma, in *An Introduction to the Heidelberg Catechism*, 163–223.
- 43 Bierma, "The Purpose and Authorship of the Heidelberg Catechism," 72; Neuser, "Einleitung," in RBS, Bd. 2/2:170. Neuser は、オレヴィアヌスが GC ドイツ語訳に関してカルヴァンに宛てた手紙の一文を引用している。"Dein Katechismus ist in den hiesigen Druckereien in deutscher Sprache veröffentlicht worden, von Zacharias Ursinus, der mich an Sprachfähigkeit überragt, gut übersetzt." (拙訳: あなたのカテキズムは、言語的素養において私にまさるツァハリウス・ウルジヌスによって、見事にドイツ語に訳され、当地の印刷所において印刷されている)。出典は CO 19, 684 f (Nr. 3925).
- 44 出版年にはオランダ訳及びザクセン地方の言葉に訳され、1567年に英訳、1570年ハンガリー 語訳、1571年スコットランド語訳、1583年ヘブル語訳、1597年ギリシャ語訳と続く。日本語 訳は1884或いは1885年の「鄙語海徳山問答」が最初。「覆刻・日本基督一致教会信条ノ箇条」 出版委員会編『覆刻・日本基督一致教会信仰ノ箇条』教文館、2013年、323-665頁。

の言語に翻訳されていった。しかし、こうした翻訳の広がりとは対照的に、HC はプファルツにおいて多難な道のりを歩んでいくことになる。

実は出版前から HC は教理上の事柄で物議をかもしていた。HC 編集委員会が、最終原稿を纏める段階でプファルツ領内の監督たちの批准を求めた際に、二人の監督が聖餐論をめぐって HC への署名を保留或いは拒否する事件が起こっている ⁴⁵。 二人のうち、明確に拒否したインゲルハイムの監督はオレヴィアヌスによって即座に解任される事態となった ⁴⁶。

また実際の出版に際しては、政治的懸念、神学的批判の両方が HC に向けられることとなった。1555年のアウグスブルク和議により、ドイツ及び中欧においてはアウグスブルク信仰告白の枠内に入るルター派のみが正式に認められたわけであるが、HC の内容が同信仰告白の枠内にあるのかどうかを巡る神学的な疑義があり、和議を危うくする危険ありとして、神聖ローマ帝国皇帝やドイツ諸領邦の君主らの政治的懸念を招来したのであった 47。実は選帝侯フリードリヒ三世自身が同信仰告白へ署名していることもあり、HC 出版に伴う政治的リスクについては、選帝侯自ら予測していたと思われる。しかしながら選帝侯にとって、教会の一致というものは、そうしたリスクを犯してもなお追求するに値するものだったのである。

そうしたリスクの中で HC が出版されると、HC はルター派右派からの容赦ない攻撃にさらされることとなった。HC がアウグスブルク告白に一致していないどころか、当時ルター派右派が危険視していたカルヴァンの影響を受けているのではないかとの批判を浴びせられていくこととなる。攻撃の中にはフリードリヒ三世を政治的に失脚させようとの目論見も込められていた 48 。そうした攻撃や批判が数年続き、1566年 5月 14日、フリードリヒ三世はついにアウグスブルクの会議に召喚、

⁴⁵ Neuser, "Einleitung," in *RBS*, Bd. 2/2:167. 二人とは、ブレッテン (Bretten) とインゲル ハイム (Ingelheim) の監督。前者は聖餐論をめぐって態度を保留、後者は明確に拒否している。

⁴⁶ HC の内容そのものへの貢献では、オレヴィアヌスがあまり重視されなくなっているのが昨今の学説の流れだが、彼は HC 作成の実務においては相当な権限を持っていたと思われる。

⁴⁷ Neuser, "Einleitung," in RBS, Bd. 2/2:171.

⁴⁸ 吉田隆「解説」(吉田隆訳『ハイデルベルク信仰問答』新教出版、124-127 頁); Goeters, "Zur Geschite des Katechismus," 91. Goeters によれば、選帝侯フリードリヒ三世は神聖ローマ帝国内で序列一位であったが、HCにより序列第八位に降格される危険があったとしている。選帝侯は全部で七名であり、八位とは実質、神聖ローマ帝国の庇護から排除されることを意味していた。

弁明をすることとなった 49 。弁明において彼は、神聖ローマ帝国ではなく、キリストの権威にこそ自らの良心をゆだねると宣言した後、HC 欄外の豊富な聖書箇所を指しながら、「私のカテキズムは、その一言一句が人間ではなく神の源泉 [聖書]から引かれております」 50 と、HC が特定の神学ではなく聖書に基づくものと反論した。この選帝侯の一貫した真摯な態度に皆は最後に脱帽したとされ、席上でのザクセン侯アウグストによる称賛はよく知られるものとなった。「君はわれわれの誰よりも敬虔だ」 51 。そのようにして HC を守ったフリードリヒ三世は、1576年に生涯を終えるまでプファルツ選帝侯として在位することとなる 52 。

彼の死後、HC がますますヨーロッパに広まっていったのとは対照的に、お膝元プファルツで HC はさらなる試練にさらされていく。ルター派右派を支持する長男ルイスが選帝侯の座を継ぐと、彼はカルヴァン或いは改革派と目される約600名の指導者を排斥、HC の使用停止を命じた。ウルジヌスはノイスタッドに避難、7年後に生涯を終えるまで二度とハイデルベルクの土を踏むことはなかった。オレヴィアヌスも町を追われ、彼もまた戻ってくる機会を得ることはなかった53。

以上、第2章はHC出版前後のプファルツの状況を歴史的に考察した。プファルツの神学状況がもたらした内的制約は、HCに多様な立場を結ぶコンセンサス文書となることを要求していく。またアウグスブルク和議という外的制約の下、HCは聖書的で広く受け入れられる文書となることを要求された。加えて選帝侯フリードリヒ三世の意向により、HCには実践的に教会形成に寄与する役割もまた期待されることとなった。こうしたHC出版に至る内外の事情は、続く第三章、第四章で目を留めるHCの神学的特徴とその実践的性格に確かな影響を与えていくこととなる。

⁴⁹ 吉田、前掲書、126-129 頁; Walker, Theological Sources of the Heidelberg Catechism, 15-17.

⁵⁰ 吉田、前掲書、127 頁

⁵¹ 吉田、前掲書、129 頁

⁵² Walker, Theological Sources of the Heidelberg Catechism, 17; Thea B. Van Halsema, Three Men Came to Heidelberg (Grand Rapids: Baker, 1982), 77. 死に際しては、ハイデルベルクの町全体が自分の父を失ったかのように咽び泣いたとも伝えられる。

⁵³ Bierma, The Theology of the Heidelberg Catechism, 58-59.

第3章 HC の神学的特徴

第1節 キリストとの結合を中心に

HC は神学的に HC 固有の特色が少ないと言われるが 54 、少ないなりに特徴と呼ぶべきものはある。例えば、穏健ルター派と改革派を結ぶエキュメニカルな性格、律法の第三用法を強調した取り扱い、三位一体的構造、そしてキリストとの結合 (unio)を中心に展開する救済論等がそうである 55 。本稿は以下、HC 救済論において特に重要な概念「キリストとの結合」を HC の顕著な神学的特徴として論じ、そこに提示される救済論の構造を明確にしていく。 HC 聖化論において重要な役割を担う律法の第三用法については、次の第4章において、HC の実践的性格を明らかにする際に言及していくこととする。

HCが「慰め」を全体構造における主題にしたことは、今日の定説となっている。 しかしながら、HCが直接慰めに言及するのがわずか六箇所のみであることを念 頭に置く時に⁵⁶、筆者はその定説に対して、ある種の違和感を抱いたこともあった。 その違和感を解決してくれたのが「キリストとの結合」という概念であった。

実はウルジヌスは、HC1 の注解において、「慰め」は以下のことから成り立つと 説明している。その構成要素の第一は「キリストに接がれること」、つまり聖霊と 信仰によるキリストへの結合 (unio) であるという 57。結合と聞く時、すぐに思い

⁵⁴ Bierma, "The Sources and Theological Orientation of the Heidelberg Catechism," 75–102 には、HC の神学的ルーツが多岐にわたることが簡潔に整理されている。また宗教改革の時代、改革者たちが基本的態度として固有な特色を前面に出そうとしなかったことも念頭に置く必要がある。ローマカトリックと対峙する中、独創的な主張に対しては異端との烙印を押されかねない時代であった。取り分け初期の改革者たちの中には、聖書の権威と教会教父の伝統双方に訴えることをもって、自らの立場が正統的であることを主張する姿勢が共通している。

⁵⁵ エキュメニカルな性質については、Bierma, *The Theology of the Heidelberg Catechism*, 116-129、三位一体的構造については、Ibid., 21-28 を参照。いずれも HC のオリジナルではないが、HC がより精緻に扱い、深めたという点で、HC の特徴と呼ぶことができるものである。

⁵⁶ HC1, 2, 52, 53, 57, 58.

⁵⁷ Zacharias Ursinus, *The Commentary of Dr. Zacharias Ursinus on the Heidelberg Catechism*, trans. G. W. Williard, (Phillipsburg: Presbyterian and Reformed Pub., 1852), 17. "The substance of this comfort consists in this, that we are ingrafted into Christ by faith, that through him we are reconciled to, and beloved of God, that thus he may care for and save us eternally."

出されるのはカルヴァンの救済論であろう⁵⁸。カルヴァンの救済論が義認ではなく結合を中心に展開していることは広く知られているが、その結合が、HC1 においては慰めの本質とされ、「キリストのものとされる」というフレーズで説明されているわけである⁵⁹。

ここで注目すべきは HC テキスト中における、この「結合」の教理の取り扱われ方である。HC は、この結合の教理を通り一遍の表現で繰り返すことはせず、むしろ多様な表現をもって言及していく 60。本稿は、その多様な表現をテキスト原文から拾い集めたチャートを付した。キリストへの結合は、HC の根底を流れると共に、構造上重要な場所には、必ず現れる概念でもある。

以下、それら重要な箇所に順次触れていく。

最初は使徒信条の導入部にあたる HC20 である 61。

⁵⁸ Calvin. Institutes. 3.1.1.

⁵⁹ 最近の研究においては、この結合の教理が実はカルヴァンの専売特許ではなく、教会教父、ルター、メランヒトン、主だった改革者たちの中にも見られるものであることが分かって来ている。R. C. Zachman, *The Assurance of Faith: The Conscience of the Theology of Martin Luther and John Calvin* (Louisville: Westminster John Knox Press, 2005); J. Todd Billings, *Calvin, Participation, and the Gift* (Oxford, New York: Oxford University Press, 2009); Julie Canlis, *Calvin's Ladder: A Spiritual Theology of Ascent and Ascension* (Grand Rapids: Wm. B. Erdmans, 2010); J. V. Fesko, *Beyond Calvin: Union with Christ and Justification in Early Modern Reformed Theology* (1517–1700) (Göttingen: Vandenhoeck & Ruprecht, 2012).

⁶⁰ 例えば「キリストのものとされる」「キリストに接がれる」「からだの部分とされる」、或いは「キリストに与る」等。Jason Van Vliet, "De mens volgens de Heidelbergse Catechismus," in Handboek Heidelbergse Catechismus, 253. こうした表現の多様さは、「結合」が HC の神学の枠内で果たしている神学的役割の多様性の反映である。HC の直近の資料であるウルジヌスの大教理、小教理問答にも同様に「結合」の多様な表現が見られる。Ursinus, "The Smaller Catechism (SC)," trans. Lyle. D. Bierma, in An Introduction to the HC, 141-162; idem, "The Larger Catechism (LC)," trans. idem, in Ibid., 163-223. Bierma による英訳は、Fred Klooster と John Mendendorp による未出版の翻訳を下訳としたもの。Bierma 訳のSC、LC は HC との並行箇所を脚注で示しているので比較研究に役立つ。ウルジヌス大小教理問答邦訳は、前掲のビエルマ、吉田隆訳『「ハイデルベルク信仰問答」入門』中にある。各自参照のこと。

表 1 HC キリストへの "結合" チャート

<u>HC1</u>: Christi <u>eigen bin</u> (主題)

第一部:	HC6: seinem ebenbild erschaffen (神のかたち、悲惨)	1 QA
第二部:	HC20: eingeleibet (使徒信条 導入)	33 QAs
	HC21: vertrawen, der heiligen Geist (結合のためのリンク)	
	HC26: umb seines Sons, mein Vater (神の父性)	父
	HC32: glied Christi, theilhafftig (三職への参与)	
	HC33: wir auch kinder Gottes (神の子性への参与)	
	$\overline{\text{HC34:}}$ eigenthum \overline{b} ($\overline{+}$ リストのものとされる)	
	HC35: menschliche natur, seinen brüdern (受肉による結合)	_
	HC43: mit im gecreutziget (十字架への参与)	子
	HC45: köndte theilhafftig machen (復活の益)	な
	HC47: weicht er nimmer von uns (昇天後の臨在)	使
	HC49: seine glieder auch zu sich werde hinauff nemen	る
	(昇天の益)	
	HC50: als das haupt seiner Christlichen kirchen	神
	(かしらなるキリスト)	徒
	HC51: unsers haupts, seine glieder, die himlischen gaben	
	(キリストの栄光の益)	
	HC52: zu im in die himlische freud und herrligkeit neme (再	信
臨)	11002. Not the title to the total of the title to the tit	
P4H /	HC53: wolthaten theilhafftig macht (聖霊)	
	HC54: durch sein Geist ein lebendiges glied bin	聖条
	(聖なる公同の教会)	_
	HC55: als glieder gemeinschafft haben (聖徒の交わり)	霊
	HC57: zu haupt genommen wird (身体のよみがえり)	な
	HC59: ein Erb des ewigen lebens (義認、相続)	<i>'</i> a
	HC60: solche wolthat mit glaubigen hertzen anneme	る
	(信仰による義認)	
	HC61: Christi, meine gerechtigkeit (義認における信仰)	神
	HC64: durch waren glauben sind eingepflantzt	
	(第三部 感謝の基礎)	
(HC64)		第
(11001)	HC65: Christi seiner wolthaten theilhafftig (礼典への導入)	一洗
	HC69: dir zu gut komme (participem in Latin) (洗礼への導入)	部型
	HC70: zu einem glied Christi (聖別)	へ :::::: ^王
	HC74: Kirchen eingeleibt (契約)	と聖力
	HC75: gemeinschaft habest (聖晩餐への導入)	つぎ礼
	HC76: vereiniget werden	な晩
	(一つの御霊によって:礼典における結合の頂点)	がぬ典
	HC77: gemeinschafft Christi? theilhafftig(キリストにあずかる)	る餐典
	HC79: teilhafftig werden … eigen sey (体と血にあずかる)	
	HC80: durch den H Geist <u>eingeleibt</u> (礼典における結合の理論)	1
	HC85: als glieder Christi angenomen (キリスト教的戒規)	
给 = ☆7		4 QAs
第三部:	HC86: ernewert zu <u>seinem ebenbildt</u> (感謝の生活への導入)	4 VAS
	HC 87: Kein wird das reich Gottes <u>erben</u> (同上)	律
	HC115: zu dem <u>ebenbild</u> Gottes ernewert werden (十戒)	祈
	HC120: Gott <u>unser Vater</u> durch Christum worden sey (主の祈り)	

HC20

- 問 それでは、アダムを通して、すべての人が堕落したのと同様に、キリストを 通してすべての人が救われるのですか。
- 答いいえ。まことの<u>信仰によってこの方と一つになり</u> [eingeleibet]⁶²、そのすべての恵みを受け入れる人だけが救われるのです。

ここでは「この方と一つになり」、恵みを受ける人だけが救われるのだと、救済の 範囲が結合の概念を通して明確に限定されている。

次はHC神論の導入にあたるHC26である。使徒信条導入部のHC20において「この方と一つに」される中で受ける恵みへの言及があったが、結合を通じて受ける恵みの多様な形が、HC26以下で具体的に明らかにされていくことになる。

HC26

- 問 「我は天地の造り主、全能の父なる神を信ず」と唱える時、あなたは何を信じているのですか。
- 答 天と地とその中にあるすべてのものを無から創造され、それらを永遠の熟慮と摂理とによって今も保ち支配しておられる、わたしたちの主イエス・キリストの永遠の御父が、<u>御子キリストのゆえに</u> [umb seines Sons Christi willen]⁶³、わたしの神またわたしの父であられる、ということです。

ここには、「キリストのゆえ」に神が「わたしの父」となるという、三位一体的救済論の取り扱いの端緒があるが、ここでも結合が重要な役割を担っている。HC20の言及した結合のもたらす恵みとは、この神論(HC26)の文脈においては、神が「わたしの父」となることであった。

次は HC32 である。一つ前の HC31 では、キリストの三職への言及がなされたが、 続く HC32 では、キリスト者による三職への参与が告白される。

HC32

- 問しかし、なぜあなたが「キリスト」者と呼ばれるのですか。
- 答 なぜなら、私は信仰によってキリストの一部となり [ein glied Christi]、
- 62 RBS, Bd. 2/2: 180.
- 63 RBS, Bd. 2/2: 182.

その<u>油注ぎにあずかっている</u> [seiner salbung theilhafftig]⁶⁴ からです。 それは、わたしもまたこの方の御名を告白し、生きた感謝の献げ物として自 らをこの方に献げ、この世においては自由な良心をもって罪や悪魔と戦い、 ついには全被造物をこの方と共に永遠に支配するためです。

キリストの一部となった者が、預言者、祭司、王というキリストの三職に与っていくという告白を通して私たちは、キリスト者の担う使命の基礎に結合があることを知らされることとなる ⁶⁵。

その後、HC32から52が、結合をベースにしながらキリストの救いの御業の詳細を解き明かした後、HCはHC53より聖霊論の領域に入っていく。

HC53

- 間「聖霊」について、あなたは何を信じていますか。
- 答 第一に、この方はわたしに与えられたお方でもあり、まことの<u>信仰によってキリストとそのすべての恵みにわたしをあずからせ</u>[Christi und aller seiner wolthaten theilhafftig macht]⁶⁶、わたしを慰め、永遠にわたしと共にいてくださる、ということです。

聖霊の働きとは、キリスト者をキリストとその恵みに与らせることなのだと、HC53 は結合をもたらす聖霊の働きを明確にしていく。そして続くHC54 以下において、HC は結合をベースにしながら教会論、終末論、義認論を展開していくのである 67 。

続いて目を留める HC64 は、義認論の最後に位置し、全体構造においては第三部との関連で重要な役割を果たしている。

HC64

⁶⁴ RBS. Bd. 2/2:183.

⁶⁵ Ursinus, Commentary, 180; Billings, Union with Christ, 160-165.

⁶⁶ RBS, Bd. 2/2:188.

⁶⁷ Ursinus, Commentary, 278; Fred H. Klooster, Our Only Comfort: A Comprehensive Commentary on the Heidelberg Catechism (Grand Rapids: Faith Alive, 2001), 2: 669, 674.

問 この教え(信仰義認)は、無分別で放縦な人々を作るのではありませんか⁶⁸。 答 いいえ。なぜなら、まことの信仰によってキリストに<u>接ぎ木された人々</u> [eingepflanzt]⁶⁹が、感謝の実を結ばないことなど、ありえないからです。

HC64 は、信仰義認の教えに対する疑念に答える形で、「キリストに接ぎ木された人々」は感謝の実を当然結ぶのだと告白している。これは換言すれば、HC第三部「感謝」の神学的基礎がキリストへの結合にあることを、義認論の結論において、すでに明らかにしていることに他ならない⁷⁰。

HC65 から始まる聖礼典においても結合は豊かに取り扱われているが、特に重要なのは HC80 である。

HC80

- 問 主の晩餐と教皇のミサとの違いは何ですか。
- 答 主の晩餐がわたしたちに証しすることは、イエス・キリスト御自身がただ一度十字架上で成就してくださったその唯一の犠牲によって、わたしたちが自分のすべての罪の完全な赦しをいただいているということ。〔また、わたしたちが聖霊によってキリストに接ぎ木されている[eingeleibt]⁷¹、ということです。この方は、今そのまことの体と共に天の御父の右におられ、そこで礼拝されることを望んでおられます。〕⁷²

HC は HC80 に至るまで、キリストとの結合をもたらす第一要因(主体)が「信仰」 か或いは「聖霊」のどちらかであるかを、必ずしも明示しないままに結合を取り扱って来た。それゆえに HC80 が、結合をもたらす主体(the Agent)としての聖霊

⁶⁸ 括弧() は筆者による挿入。

⁶⁹ RBS. Bd. 2/2:191.

⁷⁰ Latzelも結合が第二部と第三部をつなぐ役割を担っていることに注目している。Thorsten Latzel, Theologische Grundzüge des Heidelberger Katechismus: Eine fundamentaltheologische Untersuchung seines Ansatzes zur Glaubenskommunikation, Marburger Theologische Studien 83 (Marburg: N. G. Elwert Verlag Marburg, 2004), 53. 同書は HC の神学構造を詳細に分析することで知られる。

⁷¹ RBS, Bd. 2/2:195.

⁷² HC80 は初版にはなかったが第二版に追加され、決定稿の第三版に〔〕内の内容が加えられた。 吉田訳、前掲書、73 頁

を明確にしたことの神学的意義の大きさを覚えておく必要がある⁷³。

第2節 結合の要点

以上、HCにおける結合の扱いの要点を概観したが、そのまとめとして、以下の 4点を確認しておく。

1 神学的枠組み

キリストへの結合は、HC中の神学的な枠組みを構成している。その根拠としては、①多様な神学的論点において HCが度々結合に触れていること、②構造上重要な箇所では必ず結合が出てくること、③第三部感謝の神学的ベースが結合であること 74 、これら三点を総合すれば、結合の教理が HCの神学的な枠組みとなっていることは明らかであろう 75 。

2 救済論・教会論への集中

HC における結合の扱いは、HC 第二部に集中している。つまり第二部本体である救済論、教会論において、キリストへの結合が不可欠の教理として機能しているのである 76 。

3 結合を中心とした救済論

HC 救済論は(ルターのように)義認論を中心に展開する形ではなく、結合を強調しながら三位一体的に救いを取り扱っている。そのため神の法廷で義とされるという法的理解よりも、キリストとの人格的関係性、あるいは「神の子どもとして神の家族に加わる」という家族的要素が、救いの理解の前面に出て来る⁷⁷。

⁷³ Klooster, Our Only Comfort, 1:200-01. Klooster は、厳密には HC80 が「信仰を通して聖霊がキリスト者をキリストに結ぶ」と言うべきだったと言う。確かに原文は「信仰」に言及していない。 RBS, Bd. 2/2:195.

^{74 &}quot;Since the entire Third Part ... is devoted to those fruits of gratitude, they should be viewed as the results of our union with Christ." Klooster, *Our Only Comfort*, 1:201.

⁷⁵ Latzel も (結合を表す典型的動詞 *'einleiben' と 'einpflanzen'* に限定してではあるが) 構造上重要な箇所で HC が結合に触れている点を指摘している。Latzel, *Theologische Grundzüge des Heidelberger Katechismus*, 52.

⁷⁶ HC 54、55 を見よ。その他 Latzel, Ibid., 52-53 も参考になる。

⁷⁷ Isomi Saito, "The Adoption Motif in the Heidelberg Catechism" (paper presented at "The Spirituality of the Heidelberg Catechism," Theological University of Apeldoorn, June 21, 2013).

4 人格的な結合の強調

キリストへの結合の理解には、総じて二つの異なる傾向があると言われる。一つは、結合をキリストの恵みを注入するパイプのように機能的に理解するものであり、もう一つは、聖霊と信仰によりキリストの人格に結ばれるという、人格的つながりを強調する理解である。この二つのうち、HC は明らかに後者に属する 78。この人格的な結合の強調が HC の持つ温かなトーンの源泉となっていると筆者は考えている。

第3節 HCの限界

HC の先駆者となったカテキズムの多くが、その内容において、置かれた時代や地域、また教会の状況による制約、限界を抱えていたことはすでに見て来た。これは HC においても例外ではない。HC が扱っていない神学的に重要なテーマはいくつかある。一つは聖書論。宗教改革期の信仰告白文書の多くが、その冒頭部で聖書の権威に言及している点や、HC 同様 1560 年代に執筆されたベルギー信条(1561年)、第二スイス信条(1566年)等が聖書論を十分に扱っている点を考慮すると、聖書論に関する HC の内容的不備を批判することは可能かもしれない⁷⁹。また神学的に繊細な課題だったため、HC は予定論にも深く踏み込むことをしていない⁸⁰。ま

- 78 Canlis, Calvin's Ladder., 155-57. 第一の理解は、Todd Mangum, "Is There a Reformed Way to get the Benefits of the Atonement to 'Those Who Have Never Heard'?" Journal of the Evangelical Theological Society 47 (2004): 121-36. HC が第二の理解を取ることを支持する立場としては以下を参照。Ursinus, Commentary, 304-05; Latzel, Theologische Grundzüge des Heidelberger Katechismus, 52; M. Eugene Osterhaven, "Man's Deliverance," in Guilt, Grace, and Gratitude: A Commentary on the Heidelberg Catechism Commemorating Its 400th Anniversary (New York: The Half Moon Press, 1963), 58.
- 79 *CCF*, 2:407-09, 460-63. ただし Van Vlastuin は、HC における聖書論の欠如を、「説教」「救済論」「神の律法」への集中という点から肯定的に説明している。 Willem van Vlastuin, "The Doctrine of Scripture in the Heidelberg Catechism Revisited: Heidelberg's Relevance for a Postmodern Age," *International Journal of Systematic Theology* vol. 17, No. 1 (2015): 26-45.
- 80 予定論を詳細に取り扱うと二重予定の問題に踏み込まざるをえなかったことが背景にあると思われる。また予定という語彙を用いないアウグスブルク信仰告白の表現に HC が従った形跡もある。Bierma, *The Theology of the Heidelberg Catechism*, 49-51. 予定論に関する短い言及は HC52、54 に見られ、予定論を前提とした言及もいくつか認められる。Bierma, "The Sources and Theological Orientation of the Heidelberg Catechism," 95-96.

た、現代の教会にとって重要な教会と国家の問題にも HC は立ち入っていない。宗教改革の時代、教会と世俗権力との関係や距離感は地域によって異なり、カテキズム等の信仰告白文書が、それぞれの地域の状況を反映していることは周知のことある 81 。また HC は教会政治や職制の問題にも立ち入っていない。これは HC がプファルツの教会規定の一部に含まれたためで、そうした課題は教会規定に委ねたということである 82 。

このように HC は、扱う内容の守備範囲において包括的なカテキズムではなかった。そこには執筆の目的が強く反映されていると言える。教会を一つに結び、福音的な説教を守り、また若者を育成する上で必要欠くべからざる普遍的な内容が、キリストへの結合を鍵にして簡潔にまとめられているのである。そうした HC の神学的特徴は、さらに実践的性格をも帯びていくものであるが、これについては次の第4章で扱う。

第4章 HCを生きる

第1節 HC の持つ方向性

本稿は最後に HC の実践的性格を考察する。HC の執筆目的からしてそうであるが、信仰告白文書の中でもとりわけ教会教育に用いられるカテキズムは、その本質的性格において実践的であり、生きるべき指針を示す内容を持っている 83。これについては、ルターの大小教理問答、カルヴァンのジュネーブ教会信仰問答(GC)などについても同様のことが言えるであろう。

神学の世界においては、これまで多くの著作や文書が生み出されて来たが、そう

⁸¹ Gäbler は教会と国家の観点から、ツヴィングリとカルヴァンの神学の比較研究を行っている。Ulrich Gäbler, *Huldrych Zwingli: His Life and Work*, trans. Ruth C. L. Gritsch (Edinburgh: T&T Clark, 1987), 160.

⁸² 教会規定と HC の関係については以下を参照。Goeters, "Zur Geschite des Katechismus," 90-91.

⁸³ C. van der Kooi, "Pneumatology of the Heidelberg Catechism" (paper presented at "The Spirituality of the Heidelberg Catechism," Theological University Apeldoorn, June 22, 2013). Van der Kooi は聖霊論の視点から、HC の実践的発展の可能性に言及している。キリスト者が、神の言葉と聖霊を通してキリストの三職に深く参与することが主旨である。その骨子は、以下の論文にも確認される。C. van der Kooi, "De Heilige Geest volgeens de Heidelbergse Catechismus," in *Handboek Heidelbergse Catechismus*, 239-48.

した中、時代を越えて受け継がれていくものには二つの共通した性格があると筆者は考えている。一つは実践的性格を持つことであり、もう一つは固有の特色があることである。HC はその両方を兼ね備えている。HC が執筆目的に照らしても、本来的に実践的であることについてはすでに触れた。それでは HC の持つ固有の特色とは何であるのか。それは HC の持つ明確な実践的方向性であると筆者は考えている。これは HC が単に実践的であることを超え、そこに明確な方向性、すなわち福音に感動した者が応答として神の戒めを生きるという、実践上の方向性まで認められるということである。本稿は初めにこの方向性を仮説として提起したが、以下、二つの実例を通して証明したい。第一は GC と HC の比較だが、これをもって本稿はまず、HC が極めて実践を重んじたカテキズムであることを明らかにする。第二に、HC 内部における十戒と主の祈りの間にある関係性を通し、本稿は HC の実践的性格の中にある「律法から祈り」という HC 固有の方向性を明らかにしていく。

第2節 ジュネーブ教会信仰問答(GC)との比較

第一の具体例はGCとHCの比較である 84 。GCとHCの間に見られる言語的類似についてはすでに触れた。その一方で、詳細に二つを比較すると意図的な違いがあることにも気づく。GCが教理的に厳密かつ詳細であろうとするのに対し、HCは、要点を押さえながら教理を簡潔にまとめた上で、教理への実践的応答にまで踏み出していく。以下、顕著な三つの例を挙げる。

1 GC77-HC49:キリストの昇天に関して⁸⁵

GC77

(キリストの昇天には) ⁸⁶ 二重の益があります。(中略) われわれのために<u>天</u> に入口が与えられたのであり、われわれの罪のゆえに閉ざされていた扉が、

⁸⁴ Kyle J. Dieleman, "The Heidelberg Catechism, Calvin's Genevan Catechism, and Spirituality: A Comparative Study," in *The Spirituality of the Heidelberg Catechism: Papers of the International Conference on the Heidelberg Catechism Held in Apeldoorn 2013*, ed. Arnold Huijgen (Göttingen: Vandenhoeck & Ruprecht, 2015), 62–70.

⁸⁵ 以下 GC 引用はすべて外山八郎訳『ジュネーブ教会信仰問答』新教出版、2000 年より。なお GC と HC の比較部分を明確にするために筆者が下線を加えた。

⁸⁶ 括弧() は筆者による補足。

今や<u>われわれのために開かれていることを保証してくださった</u>からであります。次に、彼はかしこで、神のみ顔の前にでて、われわれの<u>仲裁者また</u> 弁護人となってくださるのであります。

HC49

第一に、この方が天において御父の面前でわたしたちの<u>弁護者</u>となっておられる、ということ。第二に(中略)頭であるキリストがこの方の一部であるわたしたちを御自身のもとにまで引き上げてくださる一つの確かな<u>保証</u>である、ということです。第三に、この方がその保証のしるしとして<u>御自分の霊</u>をわたしたちに送ってくださる、ということ。その御力によってわたしたちは、地上のことではなく、キリストが神の右に座しておられる<u>天</u>上のことを求めるのです。

キリストの昇天に関する GC77 と HC49 は、共に天上における弁護者キリスト、そしてキリスト者がやがて天に上げられる保証としての昇天を告白している。しかも GC、HC 共に「昇天のもたらす益」を問う視点から実践的に語っている 87 。しかし HC は、GC よりも一つ多い三番目の益としての聖霊に言及し、聖霊によって天上を見上げながら生きるキリスト者の新しい生き方を示している。ここに、GC より実践においてさらに一歩踏み込んだ HC の性格が表れている。

2 GC80-HC51: 神の右への着座に関して

GC80

- 問 彼は父の神の右に座したまえり、ということを、あなたはどのように理解しますか。
- 答 それは、彼がすべてをすべ治めるために、<u>天と地との主権を与えられなさっ</u> <u>た</u>ことであります。

HC51

- 問 わたしたちの頭であるキリストのこの栄光は、わたしたちにどのような益を
- 87 「益」という言葉そのものが実践的な含意を持っている。Klooster, *Our Only Comfort*, 1:603-04.

もたらしますか。

答 第一に、この方が御自身の聖霊を通して、御自身の部分であるわたしたちの うちに<u>天からの賜物を注ぎ込んでくださる</u>、ということ。そうして次に、わ たしたちをその御力によって<u>すべての敵から守り支えてくださる</u>、という ことです。

神の右への着座に関する比較においては、GCとHCそれぞれの視点に注目したい。GC80が神の右の座におけるキリストの主権について、客観的視点から、キリストに何を与えられたのかと教理的に説明するのに対し、HC51はその主権を「わたしたちへの益」という、一人称複数の視点⁸⁸でキリスト者の側に注目しながら語る。その上で天から「わたしたちのうちに」注がれた賜物にも触れ、着座のもたらす益の内容を具体的にも説明する。賜物の賦与には当然、それを用いる実践も伴う(HC55)のであり、こうした点を総合してもHCの実践的性格を見てとることができる。

3 GC98-HC55: 聖徒の交わりに関して

GC98

このことからわれわれは、われわれの<u>主が教会に賜う恵み</u>はすべて、各々の<u>信徒の益と救いのため</u>であることを理解すべきであります。なぜならば、彼らはすべて共に交わりを保っているからであります。

HC55

第一に、信徒は誰であれ、群れの一部として、<u>主キリストとこの方のあらゆる富と賜物にあずかっている</u>、ということ。第二に、各自は自分の賜物を、他の部分の益と救いのために喜んで用いる責任があることをわきまえなければならない、ということです。

三つ目は聖徒の交わりに関する比較である。双方の基本的内容は共に実践的だが、 注目すべきは HC のさらに際立つ実践性である。HC は各自の賜物を他の兄弟姉妹

88 Van Vliet, "De mens volgens de Heidelbergse Catechismus," 254. HC は共同体的視点から確認すべき内容を語る時には一人称複数を用いる。

のために「喜んで用いる」ことを「責任」とまで言い切り、キリスト者の実践的応答を促していく⁸⁹。

以上、三つの例は、いずれも使徒信条の枠の中で福音の教理を扱ったものだが、一般にカテキズムは、教理を扱う際には二つの側面から扱うものである。一つは教理そのものの説明であり、もう一つはその教理に対する信仰者の応答である。GCとHCを比較すると、GCの場合には教理の説明により重点が置かれ、HCの場合には人の側からの応答により重点が置かれていると言えよう。このようにしてHCは執筆段階においてGCを重要な参考資料にしながらも、教理に応答していく実践においてはカルヴァンを乗り越え、もう一歩先に踏み出していったと言えるであろう%。

第3節 律法から祈りという方向性 91

以上のように HC は、キリスト者が福音の教理に応答して生きることを要求するわけであるが、では具体的にどう応答すべきかという点において、HC は明確な方向性を持っている。それは神と人を愛する方向性であり、その具体的内容は十戒の解説の中に明らかにされている ⁹²。

救われた人が、神の恵みへの応答として、十戒を生きることをもって神と人を愛

- 89 GC110 と HC58 も参照。GC110 が永遠の命の具体的な説明までは踏み込んでいかないのに対し、HC58 は永遠の命が今だけでなく、将来に向けた希望であることを示し、キリスト者がその慰めに応答していくことを促していく。
- 90 カルヴァンの神学も本質的には実践的である。例えば「予定論」に関しても、キリスト教綱要においては牧会的課題として取り扱われている。"It is just Calvin's doctrine of election which proves that he is not primarily a speculative thinker." Wilhelm Niesel, *The Theology of Calvin*, trans. H. Knight (London: Lutterworth Press, 1956), 160. その他、R. Scott Clark, "Election and Predestination: The Sovereign Expressions of God," in *Theological Guide to Calvin's Institutes: Essays and Analysis*, ed. David W. Hall and Peter A. Lillback (Phillipsburg: P&R Publishing, 2008), 122; Charles Partee, *The Theology of John Calvin* (Louisville: Westminster John Knox Press, 2008), 246; Wilhelm H. Neuser, "Predestination," in *The Calvin Handbook*, ed. Herman J. Selderhuis, trans. Baron et al. (Grand Rapids: Wm. B. Eerdmans, 2009), 312.
- 91 Isomi Saito, "The Relation of the Law to Prayer in the Heidelberg Catechism" (Th.M. Thesis, Calvin Theological Seminary, 2003). 邦訳は、齋藤五十三「律法から祈りへ(後編) —ハイデルベルク信仰問答における聖化論」(『基督神学』第十七号、東京基督神学校、2005 年、54-84 頁)
- 92 HC4, 86, 90, 91, 93.

していく。これは律法の第三用法に分類され、改革派神学の特色の一つにも数えられている 93 。しかし神学史的に言えば、この第三用法を最初に語ったのはメランヒトンであった 94 。救われた人が新たな思いで神の律法に服従していくという「新たな服従」という概念がそれである 95 。昨今の研究成果によれば、HC の律法第三用法の扱いは、実はカルヴァンよりメランヒトンに近いと言われる 96 。しかし、メランヒトンの影響を受けながらも、HC はそれをさらに発展させている。つまり第三部の聖化論を服従ではなく、より積極的な響きを持つ「感謝」と名づけ、HC はさらに一歩前に進んで行くのである 97 。

しかし、そうやって感謝をもって律法を生きようとしても、人間である限り、そこには必ず葛藤が生じる。HC114 が認めているように、この世では誰も十戒を完全に生きることはできない 98 。それではどうしたらいいのか。続くHC115、116 が祈りの必要性について言及することを通し、HC は「律法」から「祈り」という実践的方向性を明確にしていくのである。

興味深いことに HC 聖化論の構造中、主の祈りは、十戒を生きようとするキリスト者を助ける祈りとしての役割を担っている。十戒を生きようとする人が限界を覚える度に主の祈りに帰り、力を得て、再び神と人を愛する使命に向かうという、十戒と主の祈りの間を行き交う相互関係が HC 聖化論の中には認められる ⁹⁹。

以下、三つの例を見ていく。

⁹³ I. John Hesselink, "The Law of God," in Guilt, Grace, and Gratitude, 169-208.

⁹⁴ Richard A. Muller, The Unaccomodated Calvin: Studies in the Foundation of a Theological Tradition (Oxford: Oxford University Press, 2000), 129.

⁹⁵ Walker, Theological Sources of the Heidelberg Catechism, 86-92.

⁹⁶ これはメランヒトンのみの影響下にあるということではない。律法の扱いにおいても改革派、ルター派、メランヒトンの様々な影響が織り込まれている。Bierma, *The Theology of the Heidelberg Catechism*, 103-15.

^{97 「}感謝」等、様々な語彙の積極的響きが HC の特色であることは一般に知られている。 Klooster, Our Only Comfort, 2:886.

⁹⁸ HC114「問 それでは、神へと立ち返った人たちは、このような戒めを完全に守ることができるのですか。答いいえ。それどころか最も聖なる人々でさえ、この世にある間は、この服従をわずかばかり始めたにすぎません。とは言え、その人たちは、真剣な決意をもって、神の戒めのうちのあるものだけではなくそのすべてに従って、現に生き始めているのです。」

⁹⁹ Bierma, The Theology of the Heidelberg Catechism, 109-10; Klooster, Our Only Comfort, 2:1111-12.

- 1 HC94· 第一戒 (唯一の神) → HC120· われらの父 100
 - 94 唯一のまことの<u>神を正しく知り</u>、この方にのみ<u>信頼し</u>(中略)よきものを期待し、真心からこの方を愛し、畏れ敬うことです。
 - 120 <u>神に対する子どものような畏れと信頼とを</u> (中略) <u>神がキリストを通して わたしたちの父</u>となられ、(中略) わたしたちが信仰によって<u>求めるもの</u> を拒もうとなさらないということです。

HC94が第一戒の要点として、神を正しく知り、信頼し、神に期待し、畏れ敬うことを教えるのに対し、HC120は、主の祈りの「呼びかけ」の注解を通じ、神を父と認識し、畏れ、信頼し、すべての必要を天の父に期待する祈りへとキリスト者を導いていく。この点でHCの第一戒と主の祈りの呼びかけは呼応しているわけである。

- 2 HC99: 第三戒(神のみ名) → HC122: み名をあがめさせたまえ
 - 99 この方がわたしたちによって正しく告白され、呼びかけられ、わたしたちのすべての言葉と行いとによって讃えられるためです。
 - 122 第一に、わたしたちが、<u>あなたを正しく知り</u>、あなたを<u>聖なる方とし、あがめ、讃美できるように</u>(中略)。第二に(中略) <u>思いと言葉と行いを正して、あなたの御名が</u>(中略) <u>あがめられ讃美されるように</u>してください、ということです。

HC99 が前半で第三戒の禁止事項、(ここに引用した)後半では第三戒の積極的 意図を教えるのに対して、HC122 は、「み名をあがめさせたまえ」との祈りをもって、第三戒をさらに積極的に生きるための方向性を示していく。

3 HC103: 第四戒 (安息日) → HC123: 神の国

¹⁰⁰ 以下、相互関係を明らかにするために、比較すべき箇所に下線をつけた。

- 103 第一に(中略)<u>神の言葉を学び</u>(中略)。第二に(中略)わたしの内で<u>御</u> <u>霊を通して</u>主に働いていただき、こうして<u>永遠の安息を</u>この生涯において (中略)始めるようになる、ということです。
- 123 <u>御国の完成</u>に至るまで、わたしたちがいよいよあなたにお従いできますよう、<u>あなたの御言葉と聖霊とによって</u>わたしたちを治めてください(中略)ということです。

HC103 が神の言葉に聴く安息日の基本事項を語り、聖霊を通してやがて完成される永遠の安息の希望をも示すのに対し、HC123 は御言葉と聖霊によって治められる神の国を語ることで、主の祈りの第三の願いの本質が、永遠の安息である御国の完成を求める点にあることを明らかにしていく。

実は、こうした十戒と主の祈りの間の相互関係の例は他にも多くあり、筆者の調べたところによれば 63 箇所が確認されている ¹⁰¹。このようにして HC 第三部の中で祈りは、恵みの手段としての役割を担い、キリスト者を十戒(神と人を愛する生き方)を実践する方向へと促していくのである。しかも、そうやって祈りつつ十戒を生きようとするキリスト者の姿勢を、HC はより積極的に「感謝」と表現した。ここに HC 聖化論の核心、すなわち積極的かつ実践的な方向性が表れている ¹⁰²。

結論

本稿は第一章において、HCの先駆となった信仰告白文書を歴史的に概観した。 それらは外的・内的要因による様々な制約を受け、プロテスタント陣営を大きくま とめる文書とはなりえなかった。それでは、第二章が扱った HC 成立の背景という

¹⁰¹ Saito, "The Relation of the Law to Prayer," 89-93.

¹⁰² HC の祈りの取り扱いにおいて、特に注目すべきは HC116 が、キリスト者の祈りを「神がわたしたちにお求めになる感謝の最も重要な部分」と表現していることである。すなわち HC 聖化論においては、律法を生き、神と人を愛するためにキリスト者が祈りに至る中、キリスト者は感謝の生活の高みに達していくわけである。Klooster, Our Only Comfort, 2:1049-56; Bierma, The Theology of the Heidelberg Catechism, 109: "Prayer is the greatest of the good works of gratitude that God expects of us."

観点からはどうであったろう。プファルツ領内の多様な神学的立場を一致させるという内的要因と、1555年の和議の下、アウグスブルク信仰告白の枠内に留まることを強いられた外的要因という二つの制約が、(先駆の文書とは違い)逆に神学内容における普遍性(Catholicity)を HC に要求することとなった。ここに HC 緒論上の要点がある。加えて選帝侯フリードリヒ三世の指導の下、説教と教育に寄与する実践的な目的が加味されたことも、HC の内容決定においては重要であったことを私たちは確認した。

これらの事情により、HC はその内容において、神学的に立場が分かれる危険性のあるテーマを回避していくこととなる。その一方、(教理教育上必須の)救済論・教会論が、HC 第二部においてキリストとの結合を中心にした温かい基調の中扱われることとなり、これが HC の性格を決定づけるものとなった。

加えて HC の聖化論にあたる第三部「感謝」は、(第二部が明らかにした)救いの恩恵に応答するために、律法から祈りという実践的方向性を明らかにしている。この方向性が、HC をその実践的性格においていよいよ際立たせ、教派や時代を超えて用いられていく実践的な普遍性を HC に付与することとなった。この方向性は HC が育もうとするキリスト者像を明確に示している。それは、祈りながら聖霊に信頼し 103 、神と人を愛するよう努めていく、生きる指針を持ったキリスト者像に他ならない。